

様式第 3 号（第 8 条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 8 年 7 月 1 4 日

福島県相双建設事務所長 佐藤 敬

工事（委託業務）番号	第 2 6 - 4 1 3 7 0 - 0 1 2 9 号
工事（委託業務）名	道路橋りょう整備（再復）工事（舗装）
質 問 事 項	
1. 本工事は「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」を遵守されるという理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。 2. 特記仕様書第 4 章 13 の「交通誘導員の配置」を起終点に各 1 名と明記されていますが、施工区間延長が L＝640.0m で且つ、先線の状況や見通しが悪いことから、通行者の安全を優先した安全計画として、当該工区の間部付近に交通誘導員を増員するなどの立案・協議については、変更設計の対象となるという理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。 3. 当該箇所区間内の既発注済前工事において、谷側部複数個所で擁壁工築造工事が施工中ですが、工事進捗率を向上させるためにもこれらの擁壁工が全て完了する前に逐次、部分引き渡しに係る一部竣工検査を経て、本工事（舗装）が部分的に着手可能になるという理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。 4. 当該箇所区間内の既発注済工事の進捗状況から勘案すると、現時点では本工事への着手は困難であると判断されます。さらに工期が冬期間に係るため、気温の低下や降雪、路面凍結や地盤（路床土）凍上による影響などにより、本工事（As 舗装）を行うには、品質確保上の多くの問題が懸念されます。 また、本工事の公告による落札者決定（予定）日令和 8 年 8 月 2 6 日から完成期限の工期が 2 1 9 日間で求めると令和 9 年 4 月 2 日となりますが、年度を超えた完成日でも問題ないのでしょうか。また、このような状況から「工事の一時中止及び工期延長」についてもご教示願います。 5. 施工第 0-0013 号表 コンクリート打設工（防草コンクリート）の「生コンその他」について、採用規格をご教示願います。また、当該資材についても生コンクリートの帰還困難区域加算の対象との認識でよろしいでしょうか。ご教示願います。	
回 答 事 項	
1. 特記仕様書 P2 9「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」に基づき実施します。 2. 福島県工事請負契約約款第 18 条(条件変更等)に基づき協議の対象とします。	

3. 部分引き渡しに係る一部竣工検査の実施には、福島県工事請負契約約款第 39 条(部分引渡し)に基づき、発注者が既発注済前工事の設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべき部分を指定する契約変更の手続きが必要となるため、当該手続きを経て、本工事(舗装)が部分的に着手可能となるよう、既発注済前工事の受注者と調整を図ってまいります。
4. ご指摘のとおり、工期に誤りがあったため、電子閲覧システム設計図書「kinnuki001」、「keiyaku」、「tokki」を修正しましたので、確認をお願いします。
正：令和 9 年 3 月 3 1 日限り
誤：2 1 9 日間
また、工事の一時中止及び工期延長については、福島県工事請負契約約款第 20 条(工事の中止)及び第 22 条(受注者の請求による工期の延長)に基づき協議の対象とします。
5. 生コンクリートの規格は、「18-8-40-60%」となります。
また、当該資材についても生コンクリートの帰還困難区域加算の対象となります。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7998 号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7986 号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。